

令和2年度 第1回前橋市公民館運営審議会 資料

■ 令和2年8月7日（金）
■ 午後2時00分～
■ 前橋市中央公民館 501学習室

目 次

1 前橋市公民館運営審議会の概要	----- 1～2
2 令和2年度生涯学習課基本方針・重点施策	----- 3～8
3 令和2年度教育行政方針	----- 9～15
4 令和2年度重点事業	----- 16～17
5 公民館における事業（学級・講座等）趣旨	----- 18～19
6 前橋市公民館運営審議会 詮問内容及び過去の協議事項	----- 20～21

前橋市公民館運営審議会の概要

1 公民館運営審議会の役割

前橋市の公民館の管理・運営等、自然体の公民館のあり方について意見を述べるだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成する。

公民館運営審議会については、社会教育法・前橋市公民館条例等で以下のとおり定められている。

○ 社会教育法（抜粋）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

○ 前橋市公民館条例（抜粋）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることがある。

○前橋市公民館運営審議会規則（抜粋）

（目的）

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

(役員の任務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることが出来る。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもつて決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

2 委員の構成

委員全15名のうち、学校教育関係者2名・社会教育関係者5名・家庭教育活動者3名・学識経験者3名・公募から2名。

3 活動計画

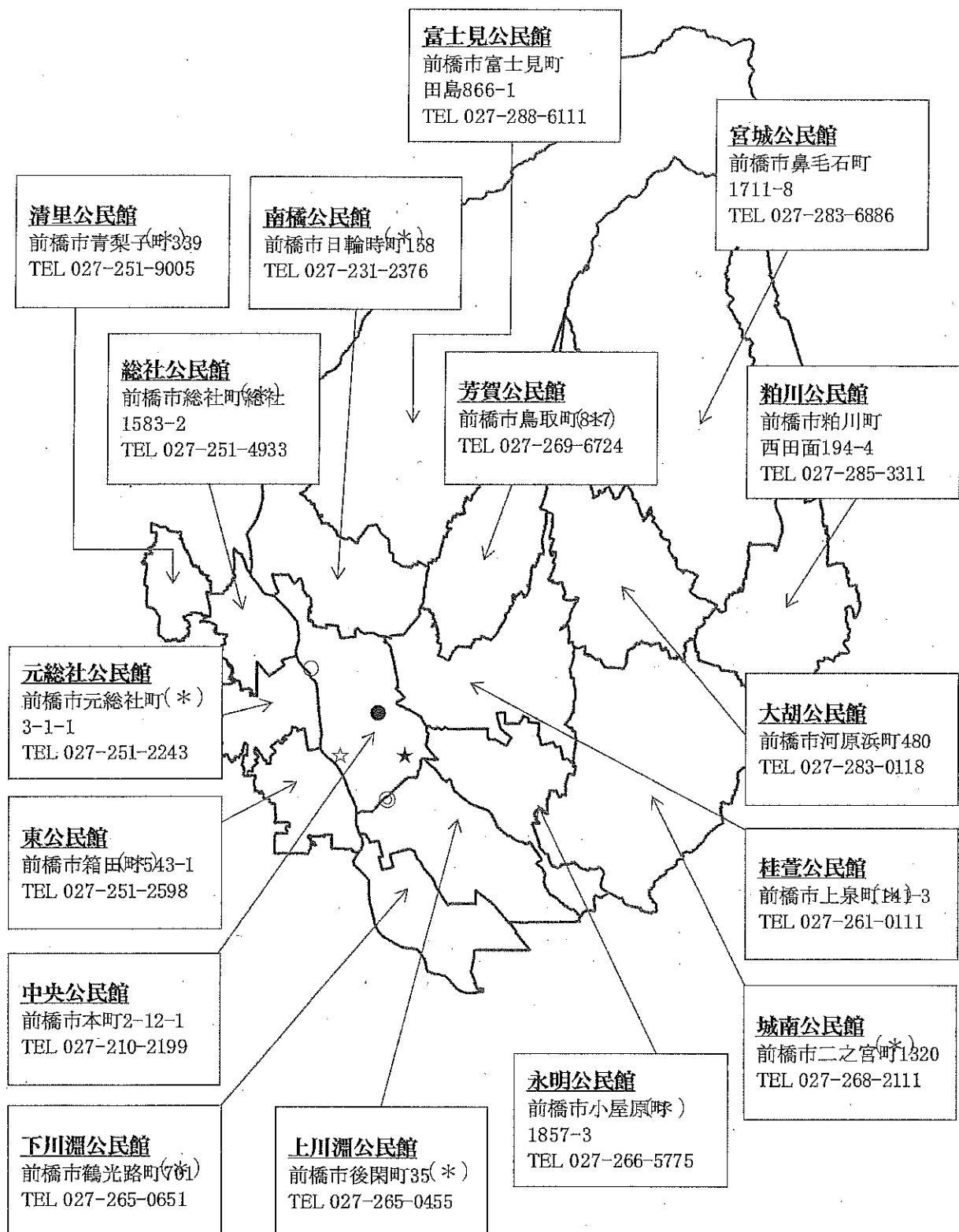
中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。年3、4回程度。

令和2年度 生涯学習課基本方針・重点施策

1 教育委員会事務局の主な事務分掌 (前橋市教育委員会行政組織規則第2条別表第1)

課名	分掌事務
総務課	1 秘書、文書、人事及び給与に関する事項 2 教育委員会の会議に関する事項 3 条例、規則等に関する事項 4 渉外及び企画に関する事項 5 職員の研修及び福利厚生に関する事項 6 予算に関する事項 7 学校保健に関する事項 8 学校給食に関する事項 9 共同調理場の統括に関する事項 10 共同調理場施設に関する事項 11 事務局相互の連絡調整に関する事項 12 教育行政に関する相談に関する事項 13 他の主管に属さない事項
教育施設課	1 教育施設の建設に関する事項 2 学校施設の管理に関する事項 3 財産に関する事項
文化財保護課	1 文化財に関する企画及び調整に関する事項 2 文化財の保護に関する事項 3 文化財の普及に関する事項 4 文化財の調査に関する事項 5 文化財関係団体に関する事項 6 文化財施設に関する事項 7 刀剣類の製作承認に関する事項
学校教育課	1 学校経営に関する事項 2 教育施策の企画及び調整に関する事項 3 教職員の人事に関する事項 4 教育指導に関する事項 5 学校教育関係団体に関する事項
生涯学習課	1 生涯学習及び社会教育に関する総合的な企画及び調整に関する事項 2 成人教育に関する事項 3 社会教育指導者養成に関する事項 4 社会教育施設に関する事項 5 社会教育関係団体(青少年団体を除く。)等に関する事項
青少年課	1 青少年の健全育成に関する事項 2 青少年団体及び青少年育成指導団体に関する事項 3 青少年健全育成施設等に関する事項 4 いじめ対策及び学校生活における悩みの相談に関する事項 5 児童文化センターに関する事項 6 青少年支援センターに関する事項

2 本市の公民館・コミュニティセンター



(*) は、市民サービスセンター等を併設する館。

コミュニティセンター

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| ☆ 第一コミュニティセンター | 前橋市大手町 2-16-4 | TEL 027-289-4951 |
| ★ 第二コミュニティセンター | 前橋市朝日町 3-36-17 | TEL 027-223-8881 |
| ○ 第三コミュニティセンター | 前橋市岩神町 3-1-1 | TEL 027-230-9097 |
| ● 第四コミュニティセンター | 前橋市日吉町 2-17-10 | TEL 027-237-0101 |
| ◎ 第五コミュニティセンター | 前橋市文京町 3-20-36 | TEL 027-223-2382 |

3 社会教育施策を進める上で目指す方向性（第2次前橋市教育振興基本計画より）

本市教育委員会では、前橋の教育が目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とし、教育における人づくりには4つのステージがあると考えました。それが、【個を伸ばす】【認め合う】【創りだす】【未来へ】です。

社会教育分野で人づくりのための4つのステージで目指す方向性は次のとおりです。

○個を伸ばす

地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。

○認め合う

お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。

○創りだす

個の学びやその学習成果を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。

○未来へ

ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

4 施策の柱（令和2年度教育行政方針より）

(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供

地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。

- ① 子育て、親子支援の充実
- ② 青少年体験・チャレンジ活動の充実
- ③ 生涯学習奨励員活動支援の充実
- ④ 自主学習グループ活動支援の充実
- ⑤ 学び合い、人権、地域ふれあいの充実

(2) 公民館・コミュニティセンターの充実

公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行います。また多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、市民の生涯活躍できる力を地域とともに育みます。

- ① 公民館における社会教育事業の充実
- ② コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実
- ③ 職員研修の充実

(3) 地域の担い手の育成と活用

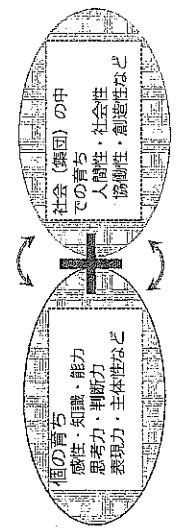
ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす「地域の担い手」づくりとともに育みます。

- ① 学びの成果の地域還元
- ② 地域の人材育成と活用

第2期 前橋市教育振興基本計画 <概要> 2018年度～2022年度

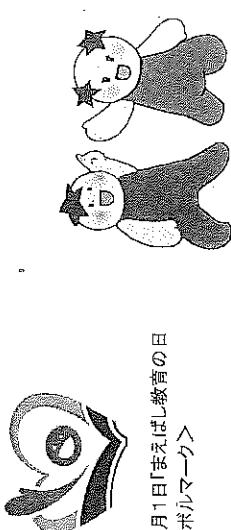
前橋の教育が目指す人間像

**多様な人と協働しながら
主体的・創造的に社会を創る人**



一人一人が様々な力をつづけ、それぞれのよさを伸ばし、自己肯定感を高めて主体的に生きていくことが大切です。また、様々な人と関わる中で人間性や社会性も育っていきます。

そして、集団の中で活動することで個の育ちが促進され、自信や生きる意欲、自立心なども育まれていくようになります。また、個の育ちと社会(集団)の中での育ちは、相互に関わりながら高まっていくものと考えられます。

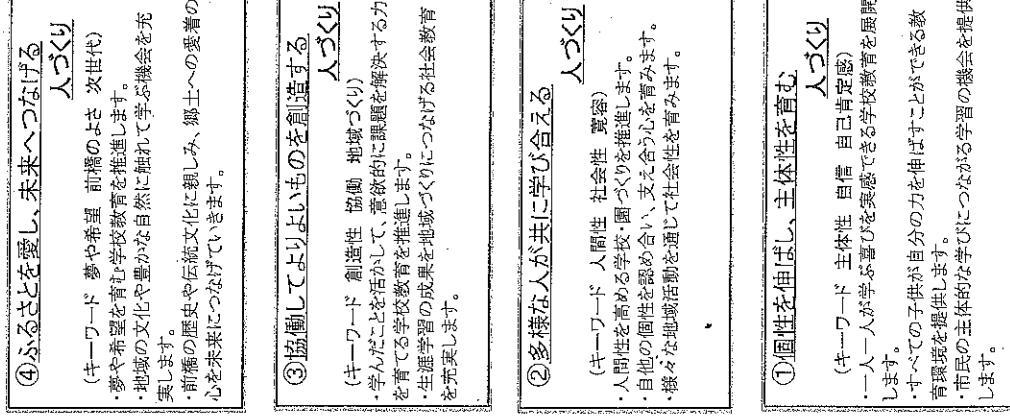
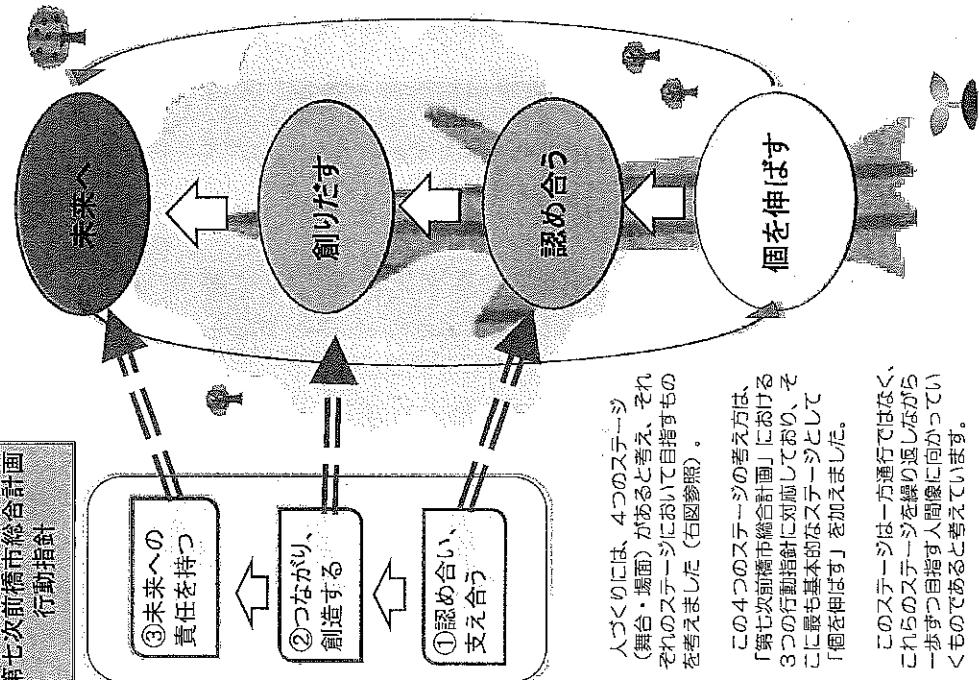


<11月1日「まえはし教育の日
シンボルマーク>

<児童文化センター「プララちゃん」>
「プラネくん」「プララちゃん」>

人づくりの4つのステージで目指すもの

第七次前橋市総合計画
行動指針



人づくりには、4つのステージ（舞台、場面）があると考え、それまでのステージにおいて目指すものをおきました（右図参照）。

この4つのステージの考え方とは、「第七次前橋市総合計画」における3つの行動指針に対応しており、そこにも基本的なステージとして「個を伸ばす」を考えました。

このステージは一方通行ではなく、これらのステージを繰り返しながら、一歩ずつ自指す人間像に向かっていきるものであると考えています。

人づくり（人づくり）には、4つのステージ（舞台、場面）があると考え、それまでのステージにおいて目指すものをおきました（右図参照）。

（キーワード）人間性・社会性・情容

・人間性を高める学習・園づくりを推進します。
・教員の個性を認め合い、支え合いで社会性を育みます。

（キーワード）主体性・自信・自己肯定感

・一人一人が学ぶ喜びを実感できる学校教育を開いています。
・すべての子供が自分の力を伸ばすことができる教育環境を提供します。
・市民の主体的な学びにつながる学習の機会を提供します。

5 生涯学習課の主な事業

事 業 名	事 業 の ね ら い	対 象	期日等
生涯学習推進本部	生涯学習を推進するための全庁的な組織	職員 生涯学習奨励員	年 間
情報提供事業	生涯学習に係る情報提供（生涯学習だより等）及び相談	市 民	年 間
生涯学習奨励事業	公民館等を拠点に、自治会活動の一環として生涯学習活動を行う生涯学習奨励員を自治会からの推薦により委嘱。（全 285 自治会から各 1 人）各公民館で生涯学習奨励員研修等を実施。生涯学習課が連絡協議会の事務局となっている。	市 民	年 間
生涯学習フェスティバル	各町の広報紙の展示や生涯学習活動の紹介等、市民や生涯学習関係団体の参加による生涯学習の祭典（会場：前橋プラザ元気 21）	市 民	8 月下旬
出前講座	市業務の内容や専門知識を職員が出前という形で出向き、市民とともに学ぶ。多彩な講座メニューがあり、そのほかにも市民や特技を活かした職員による講座も実施（H31 年度 実績 360 件）	市 民	年 間
社会教育委員会議	教育委員会により委嘱された委員が諮問に基づき、本市の社会教育に関する調査・協議を行う。 任期：2 年	委 員	年間 4 回
本庁管内の社会教育事業（コミュニティセンター機能）の充実	コミュニティセンターが地域における「社会教育の拠点」としてより活用されるよう、当該施設の指定管理者、地域担当専門員等と連携を深め、地域ニーズに応じた講座学習の実施等を促進する。	市 民	年 間
人権教育	前橋市教育委員会人権教育推進会議、指導者研修会、集会所事業などにより、人権教育を推進する。	市 民	年 間
市民展	芸術文化の一層の振興と水準の向上を図るため、美術・写真・書道の三部門が市民の芸術創作活動の成果を公募、展示する。	市 民	3 月

事 業 名	事 業 の ね ら い	対 象	期日等
団体育成	ボランティア育成講座の実施による人材養成や社会教育団体への支援などを行う。	市 民	年 間
公民館職員研修	初任者研修、事業別研修、同実績発表会（子育て、親子支援、青少年体験・チャレンジ活動、学び合い、人権、地域ふれあい等）、ワーキングチーム（社会教育指導主事等）による研修などを実施し、職員の資質向上を図る。（引き続き外部評価を導入）	職 員	年 間
公民館長会議	地域課題への対応や市民ニーズの把握などを図るための会議	公民館長	年 間 (偶数月)

令和2年度

教育行政方針（抜粋）

前橋市教育委員会

3 社会教育分野

社会教育については、生涯学習、図書館、文化財のそれぞれの分野において、以下のような目指す方向性をもって取組を進めます。

＜施策を進める上で目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画より）＞

生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

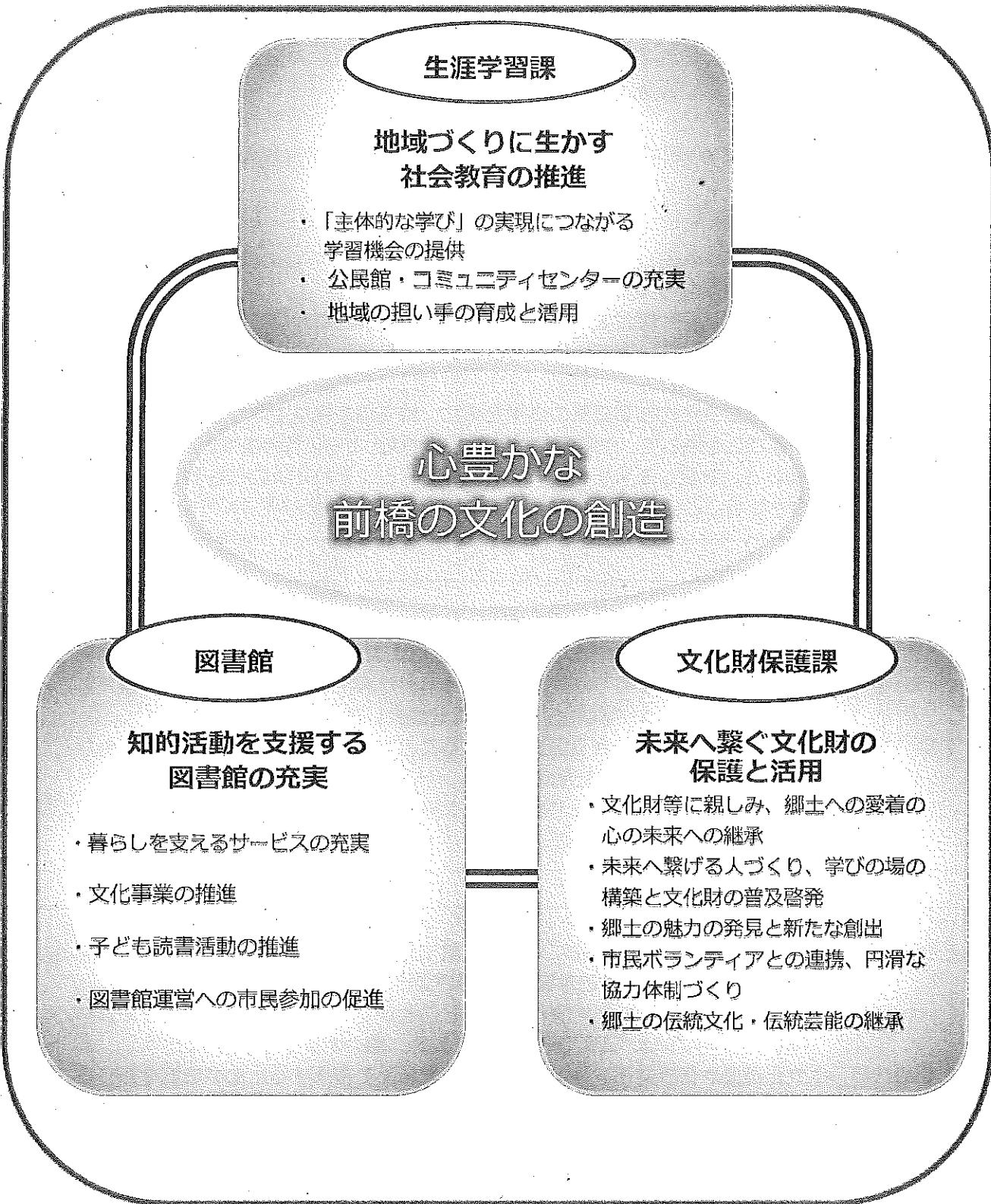
- 個を伸ばす：地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
- 認め合う：お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
- 創りだす：個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
- 未来へ：ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援します。

図書館

- 個を伸ばす：個人の興味、関心を満たすための、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
- 認め合う：赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
- 創りだす：学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人材を育成します。
- 未来へ：郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

文化財

- 個を伸ばす：専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。
日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
- 認め合う：文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通じた人々のつながりを深めます。
- 創りだす：市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。
地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図ります。
- 未来へ：地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。



3 社会教育分野

(1) 生涯学習

施策の柱	施策の目標	事業概要
(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供 地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。	①子育て・親子支援の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・親子支援として、育児に関する基礎的な知識や技術に関する学習機会を提供する。 □ 親子のふれあい、学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等）、リフレッシュなど、地域課題や市民ニーズに柔軟に対応した学習プログラムづくりに取り組む。また、大学等の出前講座・連携講座を積極的に取り入れる。 □ 記念協力団体や地域住民を対象とした「子育て支援・理解」を目的とする講座を開催するとともに、子育て世代の人も自らが支援者となり得る機会を提供（家庭教育学級の企画・運営への参加や託児体験等）することで、地域全体で子育てを支援する意識醸成を図る。
	②青少年体験・チャレンジ活動の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が主体的に取り組めるプログラムづくりに努める。 □ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」等をテーマとした体験プログラムの実施に努める。
	③生涯学習奨励員活動支援の充実 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習奨励員活動推進のための研修を開催し、社会教育に関する見識を深めることで、奨励員活動の広がりや社会教育への意識醸成を図る。 □ 生涯学習実践研究会等の開催により、活動の成果を地域に広く周知するとともに、奨励員同士の交流を深めることで、情報交換や活動の充実を促進する。

施策の柱	施策の目標	事業概要
	<p>④自主学習グループ活動支援の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自主学習グループの活動支援や立ち上げにつながる講座を開催する。 □ 会員増や活動の活性化につながる取組（サークル見学・体験月間等）を行い、グループの継続的活動の支援を行う。
	<p>⑤学び合い、人権、地域ふれあいの充実 【生涯学習課】</p>	<p><学び合い></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康、食育、環境、安全安心など、地域課題やニーズを捉え、市民の心豊かな生活に資する内容の講座を開催する。 <p><人権></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 部落差別をはじめとした多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や人権感覚を身につけられるよう、公民館報等での周知啓発や人権教育講座の開催等の取組みを進める。 <p><地域ふれあい></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 異世代・多世代交流により、お互いの人権や個性を尊重しながら様々な人との関わりの中で社会性を高める支援を行う。 □ 地域団体・企業・教育機関等との連携により、歴史・文化・産業・伝統伝承等の地域特性を活かした事業や講座を開催し、地域交流を図る。 □ 文化祭や地域行事など、地域活動の支援を行う。
(2)公民館・コミュニティセンターの充実	<p>①公民館における社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びの成果を地域へ還元する仕組みづくりを行う。 □ 地域・家庭・NPO・学校・企業などの様々な学びの主体と連携・協働した仕組みづくりの推進と充実を図る。 □ 市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供や様々な人が関わる地域交流の場としての環境づくりに努める。 □ 多様性のあるテーマや視点を持った社会教育事業を展開して、ダイバーシティを進

施策の柱	施策の目標	事業概要
の生涯活躍できる力を育むとともに、ダイバーシティを推進していきます。 ※ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用・育成しようという考え方		<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域資源や各地区の取り組みを可視化した概念図（コミュニティデザイン）を充実させ、講座開設に活用する。
	<p>② コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ コミュニティセンターが「地域社会における社会教育の拠点」となるよう社会教育事業の一層の充実に取り組む。 □ 地域性や施設の特徴を活かした各コミュニティセンターでの社会教育事業が実施できるよう支援する。 □ 地域・指定管理者・地域担当専門員と連携・協働し、コミュニティセンターでの社会教育事業を円滑に推進する。
	<p>③ 職員研修の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公民館及びコミュニティセンターの職員を対象とした各種研修の実施により、職員の意識向上の醸成を図る。 <公民館> □ 公民館職員で構成する研修運営委員会が企画・運営する「初任者研修」や、「事業別研修」、「実績発表会」等の計画的な実施により、職員の資質向上やコーディネート力の向上を図る。 □ 事業や運営上の課題に対応するため、必要に応じ職員で構成する組織を立ち上げ、協議・情報共有を図る。 □ 社会教育主事資格の取得や専門講座への参加、県や近隣自治体等との連携等により公民館職員の「専門性」を高め、社会教育事業の充実を図る。 □ ノーツのデータベースを活用した情報共有システム「ひらめきへの扉」を活用し、公民館相互の情報共有を積極的に進めれる。

施策の柱	施策の目標	事業概要
		<p><コミュニティセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域社会における社会教育の拠点となる コミュニティセンターとして、職員の社会教育事業に対する意識醸成を図るため、計画的で実践的な研修を実施する。
<p>(3) 地域の担い手の育成と活用</p> <p>ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創りだす「地域の担い手」づくりをともに育みます。</p>	<p>①学びの成果の地域還元 【生涯学習課】</p> <p>②地域の人材育成と活用 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びやその学習成果を地域に還元できる仕組みづくりに取り組む。 □ 学びを通して自己実現と社会参画への意欲の喚起を促し、地域へ還元できる機会の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> □ ふるさとを愛し、未来を拓く人材を地域で育てるため、学習活動の成果を地域へ還元できる機会や活躍できる場を設け、新たな価値を創りだす地域の担い手づくりを支援する。 □ 地域の人材が公民館事業の企画・運営に携わる機会を増やすなど、自己有用感を高めることで、地域の担い手の育成に努める。 □ 公民館講座等でボランティア団体と連携・協働し、社会教育事業の充実及びボランティア活動の活性化支援を行う。 □ 出前講座の市民講師の利用促進により、市民の主体的なボランティア活動の奨励を図る。

令和2年度重点事業

1. 教員が子どもと向き合う時間の確保

授業の充実と校務の効率化を支援することで教職員の負担軽減を推進し、教員が子どもとふれあう時間を確保する。そのために、ＩＣＴの積極的な活用を支援するとともに、小学校教科指導講師やイングリッシュサポーター等の非常勤講師や校務補助員を効果的に配置する。また、学校財務事務における教職員との共同研究の実施及び学校と保護者や地域との協働体制の確立をとおして、より円滑な教育活動の実施を支援する。

2. 学校支援体制の充実

学校での生徒指導上の様々な問題や、ケータイ・インターネット問題などへの対策として学校支援体制の一層の充実を図る。そのために、青少年支援センターが、学校や関係機関、弁護士などの専門家、さらには地域と連携・協力して諸問題に対応する。また、学校に配置する「スクールアシスタント」や訪問支援を行う「オープンドアサポーター」、社会的自立を手助けする「適応指導教室」を通じて不登校傾向の児童生徒を支援する。

3. 特別支援教育の充実

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、「ほっとルーム」などを持つ本市の特別支援教育体制の良さを活かしながら、一人一人の障害や発達・特性等に適した指導を行う。また、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対して、「学習サポーター」を配置し、担任と協力しながら個に応じた指導の充実を図る。

4. 幼児教育の充実と小学校教育との連携の推進

幼児期に必要な生きる力の基礎を育むための体験ができるよう、家庭や園所等で目指す方向性をまとめた「まえばし幼児教育充実指針 めぶく～幼児の育ち～」を広く市民に周知するとともに、「幼児教育アドバイザー」の活用、「保幼小連携地区ブロック研修会」の実施や「スタートカリキュラム」の編成・実施への支援等により幼児教育の充実と小学校教育との連携を推進する。

5. 地域課題解決に向けた社会教育の充実

活力ある地域社会を構築するため、公民館・コミュニティセンター・図書館において、地域課題解決に向けた社会教育の充実を図る。公民館・コミュニティセンターでは、地域の特色や人材を活用して、住民が主体的に活動できるしきかけを工夫し、地域の絆づくりを推進する。また図書館では、市民の学びを広げるための講座や情報提供を行い、読書活動を通じた学びの機会の提供と支援を図る。

6. 指定重要文化財の利活用の推進

市内には国の重要文化財である臨江閣をはじめとして、文化財が数多く残されている。これら文化財を適切に維持管理し、後世へ伝えていくとともに、情報発信を強化し、市民がイベント開催や地域行事に積極的に活用できるよう努める。また、上野国府や総社古墳群などの文化財調査を推進し、各種文化財の企画展示、普及啓発事業を通して、その魅力を広く周知し、新たな前橋の魅力発見や観光振興につなげていく。

地域課題解決に向けた社会教育の充実

活力ある地域社会を構築するため、公民館・コミュニティセンター・図書館において、地域課題解決に向けた社会教育の充実を図る。公民館・コミュニティセンターでは、地域の特色や人材を活用して、住民が主体的に活動できるしかけを工夫し、地域の絆づくりを推進する。また図書館では、市民の学びを広げるための講座や情報提供を行い、読書活動を通じた学びの機会の提供と支援を図る。

前橋市社会教育委員会議からの提言

公民館の「専門性」「越境性」

- 多面的な学習機会の提供と学習成果を地域へ還元する仕掛けをファシリテートする「専門性」が求められる。
- 領域を超えた学習成果の活用を図る「越境性」を実現するため、学びの提供者同士のハブとなる役割が期待される。

地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について

- 地域活動や社会教育の場として機能することが求められる。
- コーディネートやファシリテートの役割を備えた専門職員を置き、コミセン職員についても社会教育事業に関する計画的な研修を行うべき。

令和2年度の取組方針

公民館

学びの環境整備

「主体的な学び」や「学習成果」を地域還元できる機会の提供・環境の整備をさらに推進

多様な主体との連携・推進

市民・地域・家庭・NPO・学校・企業と連携・協働した事業の推進と充実

ダイバーシティ※への取り組み

「国際交流」や「異文化理解」、「人権」の視点など、多様性を尊重し社会性を育む事業の推進

コミュニティデザインのプラッシュアップ

地域住民への周知を図りながら、地域の特性を活かした事業展開を推進

コミュニティセンター

社会教育事業の充実

・地域社会における「社会教育の拠点」としての意識醸成や多様な課題への気づき

・主体的に地域性や地域の特徴を活かした事業を充実するための支援

地域との連携

地域・地域担当専門員等と連携・協働を深めた社会教育事業の実施

職員研修の充実

情報共有・事業の推進へのサポート

地域資源(人材・多様な主体)の活用・連携を進め地域の活動拠点としての役割を確立

地域の絆づくり 活力ある地域社会の構築

※ ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用して育成しようという考え方

公民館における事業（学級・講座等）趣旨

(令和2年度版)

事業名	事業概要（教育行政方針から）	具体的な内容
1 子育て・親子支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・親子支援として、育児に関する基礎的な知識や技術に関する学習機会を提供する。 □ 親子のふれあい、学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等）、リフレッシュなど、地域課題や市民ニーズに柔軟に対応した学習プログラムづくりに取り組む。また、大学等の出前講座・連携講座を積極的に取り入れる。 □ 託児協力団体や地域住民を対象とした「子育て支援・理解」を目的とする講座を開催するとともに、子育て世代の人も自らが支援者となり得る機会を提供（家庭教育学級の企画・運営への参加や託児体験等）することで、地域全体で子育てを支援する意識醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①親子ふれあい（保護者と乳幼児とのふれあい講座） ②学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等） ③育楽ライフ・リフレッシュ ④学び（子育て支援・理解）
2 青少年体験・チャレンジ活動	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が主体的に取り組めるプログラムづくりに努める。 □ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」等をテーマとした体験プログラムの実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①青少年（児童・生徒・学生）を対象とした講座 ②親子チャレンジ（保護者と青少年とのチャレンジ講座） ③育成会支援研修（イクリーダー研修・育成会指導者研修）
3 生涯学習奨励員活動支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習奨励員活動推進のための研修を開催し、社会教育に関する見識を深めることで、奨励員活動の広がりや社会教育への意識醸成を図る。 □ 生涯学習実践研究会等の開催により、活動の成果を地域に広く周知するとともに、奨励員同士の交流を深めることで、情報交換や活動の充実を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①奨励員活動推進のための研修講座や学習会（生涯学習活動や、地域の魅力などへの視点・広がり・高まりを目的とした研修） ②奨励員活動への理解や自治会との連携を深める講座や学習会（奨励員の活動（実践）発表会や、自治会長との合同研修など） ③地域づくりを高める、支える、育むための奨励員の地域活動や地域行事への協力
4 自主学習グループ活動支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 自主学習グループの活動支援や立ち上げにつながる講座を開催する。 □ 会員増や活動の活性化につながる取組（サークル見学・体験月間等）を行い、グループの継続的活動の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①自主学習グループの活動支援に繋がる講座 ②自主学習グループの立ち上げを目指す講座 ③自主学習グループの会員増に繋がる取組
5 学び合い、人権、地域ふれあい	<p><学び合い></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康、食育、環境、安全安心など、地域課題やニーズを捉え、市民の心豊かな生活に資する内容の講座を開催する。 <p><人権></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 部落差別をはじめとした多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や人権感覚を身につけられるよう、公民館報等での周知啓発や人権教育講座の開催等の取組みを進める。 <p><地域ふれあい></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 異世代・多世代交流により、お互いの人権や個性を尊重しながら様々な人との関わりの中で社会性を高める支援を行う。 □ 地域団体・企業・教育機関等との連携により、歴史・文化・産業・伝統伝承等の地域特性を活かした事業や講座を開催し、地域交流を図る。 □ 文化祭や地域行事など、地域活動の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①暮らしの学び合い、人権 <ul style="list-style-type: none"> ・より良い生活をテーマとした講座 ・健康やライフスタイルの提案 ・人権講座 ②交流・地域ふれあい <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流・地域ふれあい講座（事業） ・世代間交流につながる技能研修 ・地域の歴史・文化・地産などの伝承講座 ・文化祭への参加や出品を目指す講座
6 情報提供事業（公民館報等）	地域住民に利用団体や地域文化・生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習活動の推進を支援するとともに、主催事業の周知を図り、事業の効果的な募集の手段とする。	施設利用団体名簿の作成や公民館報の編集・印刷、ホームページの作成・管理、生涯学習相談等の実施。

	事業名	事業概要（教育行政方針から）	具体的な内容
7	文化祭	公民館を活動拠点とする学習団体が、日ごろの成果の発表と相互の交流を行い、また広く住民に公開することにより、地域文化の向上に資する。	地域が一体となった文化祭(舞台発表・作品展示等)の実施。
8	公民館運営審議会 公民館運営推進委員会	地域の代表として、地域住民に公民館運営について積極的に参画していただくことで、公民館運営が円滑に進むような支援体制を推進する。	地区関係団体役員等を構成員とした定例会議を実施し、公民館運営の指針を示す。

令和2年8月7日

前橋市公民館運営審議会 様

前橋市中央公民館
館長 西澤秀明

令和2・3年度前橋市公民館運営審議会への諮問について

次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

公民館における社会教育事業充実のためのコミュニティデザインの見直し

(理由)

本市では、社会教育事業を推進していく事を目的に、16地区の全ての公民館で3つのカテゴリ（【出会い・発見編】、【願い・思い編】、【仕掛ける・つなぐ編】）に分けて、地域資源や各地区の取り組みを可視化した概念図であるコミュニティデザインを作成しています。

① 【出会い・発見編】

資源・文化・人等の地域の特性（以下「地域資源」）をまとめたもの

② 【願い・思い編】

地域住民の皆さんのがんばりや思いを取り入れまとめたもの

③ 【仕掛ける・つなぐ編】

②の願いや思いを、公民館を中心とした地域の取組をまとめたもの

このコミュニティデザインは、平成28年度に作成を行い、平成29年度から運用を開始しました。

開始後、4年目に入り、コミュニティデザインを有効に活用できているかどうか検証すべき時期にきていると考えております。

そのため本会議ではP D C AのサイクルにおけるC（検証）の段階として、現在の各公民館における実際のコミュニティデザインの活用状況等を踏まえ、委員さんからご意見をいただき、今後のコミュニティデザインの充実につなげていければと考えておりますので、ご審議をお願いします。

前橋市公民館運営審議会 過去の研究課題・諮問内容及び活動一覧

16年度	研究協議「中央公民館のあり方について」
17年度	「中央公民館の旧リヴィン跡地への移転について」研究報告書にまとめる
18年度	第47回関東甲信越静公民館研究大会(群馬大会)への参加協力 開催地：前橋市
18年度	研究協議「地域還元型の公民館事業の充実について」
19年度	研究協議「地域還元型の公民館事業の充実について」
20年度	研究協議なし
21年度	研究協議なし
22年度	研究協議「公民館の運営状況に関する評価基準について」
23年度	平成23年12月20日付け 島田委員長・目黒副委員長から 研究協議「公民館の運営状況に関する評価基準について」の報告を受ける。
24年度	課題事項「前橋市中央公民館事業 高齢者教室『明寿大学』の在り方について」
25年度	課題事項「子どもたちと公民館について」 中央公民館・東公民館・永明公民館からの事例発表
26年度	研究協議「既存事業など公民館主催の社会教育事業の内容や運営等の改善について」
27年度	研究協議 同上
28年度	研究協議「子どもの頃から親しむ公民館づくり」
29年度	研究協議 同上
30年度	<u>諮問内容</u> 「市民の学習ニーズや地域的課題に対応した公民館事業」 「学んだ成果を地域に還元できる仕組みづくり」
元年度	<u>諮問内容</u> 同上

※平成30年度より研究協議という方式から市からの諮問となりました。